

# 公益財団法人山形県市町村振興協会 事務局規程

平成25年2月6日

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）定款第40条第5項の規定に基づき、協会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

## (職制)

第2条 事務局に事務局長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、第4条、第5条及び第6条の事務を分掌させるため、事務局次長、出納役及び職員を置く。

## (職務)

第3条 事務局長は、理事長及び常務理事の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。
- 3 出納役は、出納の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 4 職員は、上司の命を受け、命じられた事務を処理する。

## (総務担当の分掌事項)

第4条 総務担当職員は、次の事務を行う。

- (1) 協会の運営に関すること
- (2) 評議員会、理事会その他の会議に関すること
- (3) 定款の改正、その他諸規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 職員の人事、旅費に関すること
- (5) 事業計画、予算及び決算に関すること
- (6) 収入及び支出に関すること
- (7) 契約に関すること
- (8) 文書の収受、発送及び保存に関すること
- (9) 情報公開に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の担当の所掌に属しないこと

## (業務担当の分掌事項)

第5条 業務担当職員は、次の事務を行う。

- (1) 市町村の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対する資金貸付事業に関すること
- (2) 市町村振興宝くじ交付金の市町村への交付に関すること
- (3) 市町村職員の人材育成事業に関すること
- (4) 市町村が共同して行う市町村の振興に資する事業に対する助成に関すること
- (5) 市町村の振興に関する情報提供事業に関すること
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(出納担当の分掌事項)

第6条 出納担当職員は、次の事務を行う。

- (1) 資金運用に関する事
- (2) 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事
- (3) 財産管理に関する事
- (4) 資金計画の策定及び資金調達に関する事

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。